

1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用 いただける方	・金融機関（当行以外の金融機関含む）で相続手続き完了後1年以内の個人の方。 ※個人事業主の方は対象外です。 ・お申込時に以下①～③の書類をご提示ください。 ①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 例）・金融機関に提出された相続手続依頼書の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ②お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 例）・戸籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し ・遺産分割協議書の写し ③お預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類 例）・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し ・遺産分割協議書の写し
3. 預金種類	スーパー定期預金および大口定期預金
4. 預入期間	6ヶ月
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100万円以上（「相続により取得された資金」の範囲内） 1円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	預入時の「スーパー定期預金」または「大口定期預金」の店頭表示金利に0.15%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)(注) (注) 平成25年1月1日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に課税されております。
8. 手数料	ございません。
9. 付加できる 特約条項	マル優のお取り扱いができます。(非課税限度額：最高350万円)
10. 中途解約時の 取り扱い	次の期限前解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した期限前解約利息を元金とともにお支払いいたします。 〈1,000万円未満の場合〉 解約日における普通預金利率を適用いたします。 〈1,000万円以上の場合〉 次のA、B、Cにより計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用いたします。 (Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は、0%を下限とします) A：解約日時点の普通預金利率 B：約定利率×70% C：約定利率 - $\frac{(\text{※基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
11. その他参考 となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12. 預金保険法に よる保証	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円迄とその利息が保護されます。)
13. 当行の苦情処理 措置及び紛争解 決措置 (右記機関を利用)	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017-109または03-5252-3772 受付日 月～金曜(銀行の休業日を除きます。) 受付時間 午前9時～午後5時